

令和3年9月

企業契約業務ご担当者 各位

最低賃金の改定に伴う契約金額の変更の必要性の確認について

平素より、海上保安業務にご理解をいただき、ありがとうございます。

さて、報道等でお聞き及びかと存じますが、現在各都道府県において、最低賃金の改定が行われており、随時公表されます。

これを受け、本年度これまで当本部と締結した契約において、10月以降も契約が継続するものについて、貴社の従業員等の中に改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている方がおられる場合には、賃金の見直しに伴う契約金額の変更について、協議を受け付けます。

同協議を希望される場合は、当該契約金額の変更内容について確認させていただきたいので、以下のとおり根拠資料を添付のうえ、下記担当者あて連絡をお願いします。

(記載例)

令和3年〇月〇日

支出負担行為担当官

第十一管区海上保安本部長 殿

請負業者名

代表者氏名

最低賃金の改定に伴う契約金額の変更について (協議)

今般の〇〇県の最低賃金の改定に伴い、下記契約について契約金額の変更を協議します。

記

- 1 契約件名 〇〇〇〇〇 (契約番号 〇〇〇〇)
- 2 契約日 令和3年〇月〇日
- 3 履行期限 令和3年〇月〇日
- 4 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
- 5 変更金額 〇〇〇〇円 (〇〇〇円増)
- 6 根拠資料 別添のとおり

※当該契約において従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金 (東京であれば1,041円) より低い賃金で雇用されている者が存在していることを説明できる資料。

(具体例) 東京都において、時給換算で1,020円の労働者を使用している場合、そのことを説明できる給与台帳等の資料

問い合わせ先

第十一管区海上保安本部経理課

担当：入札審査係長 島田

連絡先：098-867-0118 (内線 2223)